

## 平成29年度 就学援助制度における県内市町村の状況

	入学前支給			特別支援教育就学奨励費補助金事業	
	実施○ 検討△ 未×	実施開始年	問題点等	実施○ 検討△ 未×	支給補助等
1 甲府市	○	H29新入生から		○	学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品、学校給食費、校外活動参加費、修学旅行費、交通費
2 富士吉田市	○	H30年度新入生へH29末支給	・予算の年度と入学年度の整合性を図ること。・入学前支給の認定要件について、年度の整合性を図ること。	○	学校給食費、修学旅行費、校外活動等参加費(宿泊有・宿泊無)、学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費
3 山梨市	○	平成28年度(中学新入学者のみ)	準要保護世帯の中学新入学者に対する、「新入学児童生徒学用品費等」を小学校6年生時に認定されている世帯へ前倒し支給を始めたところ、目立った課題等はありません。今後、小学校入学前も検討しておりますが、学校の意見を付してもらえないので、実態を正確に把握できるかが課題になると考えられます。	○	学用品費等購入費、新入学児童生徒学用品費等、修学旅行費、給食費、校外活動費(宿泊を伴う・宿泊を伴わない)
4 大月市	△			×	
5 韮崎市	△			○	学用品費、校外活動費(宿泊なし)、校外活動費(宿泊あり)、新入学児童生徒学用品費(入学準備金のこと)、修学旅行費、通学費、学校給食費
6 南アルプス市	○	H29新入生から		○	・新入学学用品費、・学用品費、・学校給食費、・校外活動費(泊なし)、・校外活動費(泊あり)、・修学旅行費
7 北杜市	△			×	
8 甲斐市	△			○	就学援助費と同費目
9 笛吹市	△			○	学用品費等、校外活動費、新入学学用品費等、修学旅行費、給食費
10 上野原市	○	H28末		○	・新入学児童生徒学用品費等・修学旅行費・学用品費・学校給食費・公営活動費(宿泊を伴わないもの)
11 甲州市	△			○	学用品費、通学用品費、校外活動費(泊を伴うもの)、新入生用学用品費、修学旅行費、学校給食費
12 中央市	△	H30年度新入生へH29末支給予定		○	学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費
13 市川三郷町	○	平成28年度末(平成29年度新1年生)	・周知方法や周知のタイミング・入学前支給の申請書提出の締め切りは1月末とし、可否は前々年中所得で決定。しかし入学後の就学援助の認定作業には前年中所得を用いるため、後日保護者は前年中の収入の証明を提出しなければならず二度手間になる。	○	就学援助制度と同じだが、修学旅行費と校外活動費(スキー教室)については半額。
14 富士川町	×			○	学用品費等、新入学児童生徒学用品費、校外活動費(宿泊あり)、修学旅行費、学校給食費
15 早川町	×			×	
16 身延町	×			○	学用品費、通学用品費、給食費、校外活動費(宿泊を伴わない)、校外活動費(宿泊を伴う)、修学旅行費、他校通級に係る交通費
17 南部町	×			○	南部町準要保護就学援助補助金に準じています。新入学学用品費、学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費、医療費
18 昭和町	△			×	
19 道志村	△			○	学用品・通学用品費(新入学児童生徒学用品費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・校外活動費(宿泊を伴うもの)・学校給食費・修学旅行費・通学費
20 西桂町	○	H29年度から	当町では、小・中・高へ入学支度金を支給していますが、新高校生については在学証明書の添付を義務付けているため、全体の事務が4月からとなっています。本来入学前に支給する制度ですので次年度は改善したいと検討をしているところです。	×	
21 忍野村	×			○	準要保護就学援助費と同じ(学用品、校外学習費、入学準備品、修学旅行費、給食費)
22 山中湖村	×			○	給食費・学用品・校外学習費・修学旅行費
23 鳴沢村	×			△	
24 富士河口湖町	△	H30年度新入生へH29末支給予定		○	学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童学用品費、給食費
25 小菅村	×			△	
26 丹波山村					
都留市	△	H30年度新入生へH29末支給検討		△	